

(新型コロナウイルス感染対策) **出席停止判断基準** 【地域感染レベル1のとき適用】

令和 3年 11月 26日改訂版 兼次小

■ 出席停止判断基準が下表の通りに変更となります。なお、運用は11/30(火)からといたします。改訂理由は、次の2点です。

- (1) 本村が12/1(水)より「地域感染レベル1」となるから。
- (2) 県教育委員会の基準に変更や追加があったから。

■ ご家庭での健康観察等(検温含む)も、児童本人分のみの記録となります。

■ 用語の規定

- かぜ症状とは・・・発熱(平熱より1℃高い体温を目安)・咳・鼻水・倦怠感(だるさ)など
*アレルギー性鼻炎・慢性的鼻炎・喘息等の場合は、かぜ症状とはなりません
- 濃厚接触者とは・・・適切な感染防止をとらず(マスク無しなど)、陽性者と1m以内で15分以上接触した者
または、保健所より、自宅待機や検査等の指示を受けた者
- 接触者とは・・・陽性者と同じ集団(学級・少年スポーツ・学童・学習塾・登下校・その他)で過ごした者の中で、濃厚接触者とならなかった者

I 児童本人の状況	1, 新型コロナウイルスに感染した		出席停止【指示された期間】 *学校へ連絡(電話か緊急メールで)	
	2, 濃厚接触者となった(検査を指示された)		出席停止【指示された期間】 *学校へ連絡(電話か緊急メールで)	
	3, 濃厚接触者となる疑いがある		出席停止【指示された期間】 *学校へ連絡(電話)	
	4, 同じ集団(学級等)で感染者が出た		出席停止【指示された期間】	
	5, かぜ症状がある(発熱・せき・鼻水・体のだるさなど)		出席停止【学校へ連絡】 *かぜ症状がなくなれば登校可(病院等受診の有無にかかわらず)	
	6	新型コロナウイルス関連ワクチン接種	ワクチン接種日	原則登校する。 ただし期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等は、登校しなくても例外的に出席扱いとする。
			にワクチン接種の場が接種された後	①接種医等の医師が登校を認める場合 登校可能とする
				②発熱等のかぜ症状がみられるとき 出席停止【学校へ連絡】 *かぜ症状がなくなれば登校可(病院等受診の有無にかかわらず)
			③発熱等のかぜ症状以外があった場合 状況を聴取(児童や保護者から)し、校長で判断する	
		④副反応が継続し、登校できない場合 出席しなくてもよい。(出席停止扱い)【学校へ連絡】		
7, 「かぜ症状等」が無く、自主的にPCR検査を受ける場合		出席停止扱い【学校へ連絡】		
8, 児童本人が医療的ケアが日常的に必要で、主治医等に相談の上登校すべきでない判断された場合		出席停止扱い【学校へ連絡】		

児童の出席判断

II 同居家族の状況	9, 同居家族にかぜ症状がある(発熱・せきなど)	登校して良い
	10, 同居家族が濃厚接触者に指定された(PCR検査対象者となった)	登校して良い
	11, 同居家族が濃厚接触者となる疑いがある	登校して良い
	12, 小中高生の兄弟姉妹が「接触者」(濃厚接触者ではない)として学校PCR検査対象となった	登校して良い
	13, 同居家族に陽性者が出た	出席停止【指示された期間】
その他	14, 保護者の意向で欠席させる場合 *感染の不安があるため、登校させたくないなど	原則出席停止扱いとならない。 児童の生活圏の感染状況や同居家族に高齢者や基礎疾患がある者の有無及び他に手段がない場合などに限り、出席停止扱いとする。